

安全管理規程

伊豆箱根交通株式会社

< 制定履歴 >

2006年10月1日 施行
社員の安全に係る行動規範を明確にするため。

2010年 9月1日施行
輸送の安全に関する計画の定期的な見直しのため。

2010年10月1日施行
輸送の安全に関する計画の定期的な見直しのため。

2017年 4月1日組織名変更による改正

安全管理規程

(目次)

第一章 総則

第一条 目的

第二条 適用範囲

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方法等

第三条 輸送の安全に関する基本的な方針

第四条 輸送の安全に関する重点施策

第五条 輸送の安全に関する目標

第六条 輸送の安全に関する計画

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第七条 社長等の責務

第八条 社内組織

第九条 安全統括管理者の選任及び解任

第十条 安全統括管理者の責務

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第十一条 輸送の安全に関する重点施策の実施

第十二条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

第十三条 事故、災害等に関する報告連絡体制

第十四条 輸送の安全に関する教育及び研修

第十五条 輸送の安全に関する内部監査

第十六条 輸送の安全に関する業務の継続的改善

第十七条 情報の公開

第十八条 輸送の安全に関する記録の管理等

伊豆箱根交通株式会社 安全管理規程

伊豆箱根交通株式会社
制 定 2006年10月1日
最終改正 2017年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、西武グループ、伊豆箱根鉄道グループ各社と密接に連携、協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努める。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であると意識を徹底させる。

- 2 社長及び役員、社員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次の通りとする。
 - (1) 絶対無事故を目指し、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、忠実に職務を遂行する。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
 - (4) 職務の実施にあたり、手落ちのないよう基本動作を確認し、推測に頼らず最も安全と思われる行動をとるよう努める。
 - (5) 事故、災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置に努める。
 - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 - (7) 常に安全に対する問題意識を持ち、必要な変革に努める。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P r a n D o C h e c k A c t）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことを通して、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の

安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 管理の受委託等を実施する場合にあっては、委託先事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、委託先事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、委託先事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、年次目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長及び取締役（以下「経営トップ」という）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行なう。重大事故等が発生した際は適宜これを実施する。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選出し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者

- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 総務部長は、安全統括管理者の命を受け、運行課長と連携して輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、総務部長及び運行課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所の各部門を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、第1図（輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統）のとおりとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全総括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次の掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対して周知すること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の必要な改善について検討し、措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を総括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意志疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、見過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は第2図（事故、災害に関する報告連絡体制）のとおりとする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように務める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）（以下「報告規則」という）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣への必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要とみとめられる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是非措置又は予防措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の継続的改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは日々の輸送活動で発

生ずる輸送の安全に関するトラブルや不具合に対しの確に対処するために、輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するための是正措置を行なう。また、輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去するための予防措置を適時適切に講じる。

- 2 悪質な法令違反等はより重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 次に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎年度外部に対し公表する。輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 運輸規則第 4 7 条の 7 に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

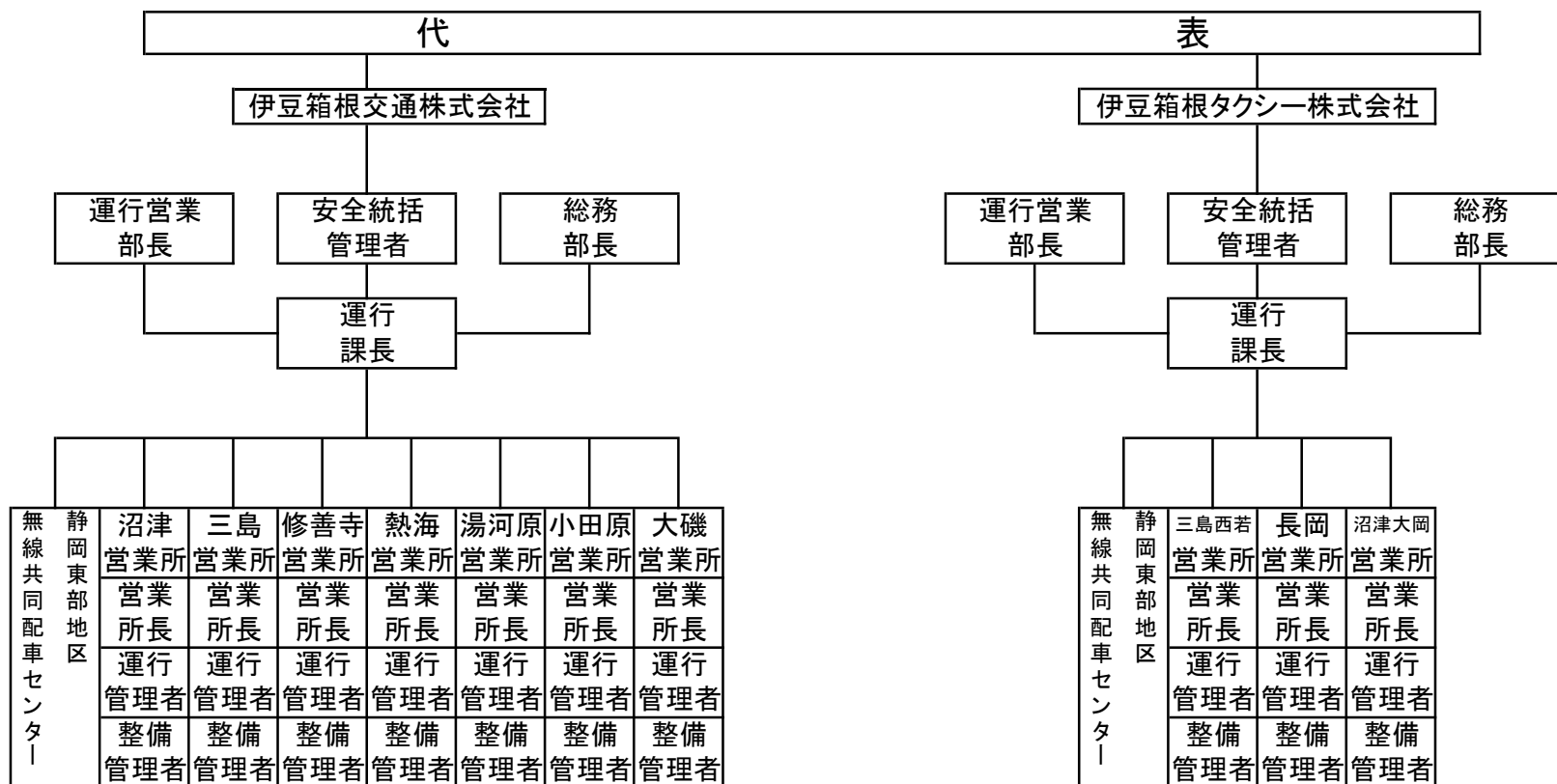
(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存は安全管理者が管理する。(保存期間は 5 年とする。)

附 則

- この規程は 2006 年 10 月 1 日制定
この規程は 2010 年 9 月 1 日改正
この規程は 2010 年 10 月 1 日改正
この規程は 2017 年 4 月 1 日改正

安全管理規程関係条文 第八条



安全管理規程関係条文 第十三条

